

江戸ともしび塾ボランティア講師規約

【2022年1月1日作成】

第1条（目的）

本規約は、江戸ともしび塾（以下、「当塾」という）の生徒に円滑な学習の場を提供することを目的とし、ボランティア講師（以下、「講師」という）の必要事項を定める。

第2条（活動）

講師は特例を除き、無償で活動を行う。また交通費の支給は無いものとする。

第3条（登録規定）

登録は本規約に同意署名し、所定の「登録カード」を提出した上で手続きを行う。講師が実際に当塾の授業を開始してから1か月間はいわゆる「試用期間」とし、正式に講師として採用するかどうかについては試用期間終了後、塾頭が判断する。

第4条（禁止事項）

講師には、次に掲げる行為を禁止する。

1. 事務局長の許可なしに「住所」「電話番号」「メールアドレス」等、個人で生徒と連絡の取り合えるものを教えること。
2. 生徒の個人情報および家庭状況等を必要以上に聞き出すこと。
3. 生徒と金品の貸し借りをを行うこと。
4. 生徒に対して、大きな声で怒る行為や「ネガティブワード」等の言動により学習意欲を著しく減退させること。または退塾を迫ること。（退塾を判断するのは事務局長の職務であるため、生徒に問題行動がある場合はすみやかに事務局へ連絡をする）
5. 生徒に体罰を加える等の行為をすること。
6. 生徒の身体に故意に触れること。
7. 塾頭の許可なしに「江戸ともしび塾」名義の個人名刺を作成および使用すること。
8. 他のボランティアサポーターへの迷惑行為を継続的に行うこと。

第5条（規約違反）

第4条に掲げる行為が確認され、事務局長の指導に従わない場合は退会となる。

以上の項目に同意いたします。

年 月 日 署名

印